

平成21年度（2009）

要 覧



日野市立教育センター

目

次

日野市立教育センター事業案内	1
I 教育センター概要	2
1 設置目的	2
2 施設	2
3 沿革	2
II 運営組織	6
1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置	6
2 日野市立教育センター組織・係	6
3 運営審議会	7
4 教育センターの部・係（担当）	8
III 事業計画	9
1 調査研究部	9
2 研修部	12
3 相談部	13
IV 設置条例・施行規則	15
1 日野市立教育センター設置条例	15
2 日野市立教育センター設置条例施行規則	16
3 日野市適応指導教室設置要綱	17
V 教育センター案内図	

日野市立教育センター事業案内

教育センター	開館時間	午前8時30分～午後5時15分	
	休館日	土曜・日曜日・祝日	TEL 042-592-0505
	〒191-0042	日野市程久保550	FAX 592-1148
一般教育相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-1160	
	午前10時～午後5時	FAX 592-1148	
	子どもこころの電話相談	TEL 592-2782	
学校生活相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0863	
適応指導（わかば教室）	午前9時～午後4時	FAX 042-592-1148	

I 教育センター概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及び適応指導等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究
- (2) 学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (3) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (5) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (6) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- (7) 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施設

施設名	所在地	開設年月日	部屋名と数
日野市立教育センター	日野市程久保 550番地	平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に 教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡充し、 それに新規事業も加えて設置	所長室・応接室1 所員室3 講堂 1 講座室1 相談室1 面接室4 フレイルーム3 学習室4 待合室1 教材室1 会議室1 パソコン室1 パソコン準備室1 教育図書資料室 1 倉庫1 事務室1 印刷室1 その他

3 沿革

- 昭和61年4月1日 「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）教育相談室を資料室へ移転。初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰
- 昭和61年4月30日 日野市教職員研究資料室設置規則を制定する。
- 昭和63年4月1日 日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。
初代室長 山本 保
- 平成5年9月7日 日野市議会定例会議案第70号「日野市立教職員研究室設置について」が「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。
- 平成6年4月1日 「日野市立教職員研究室」が設置される。
初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子
- 平成6年5月16日 平成6年度第1回運営審議会を開催。同日開室式を行う。
- 平成6年8月2日 日野市立教職員研究室室長 園田 匠が本日付で退職し、8月3日付で日野市教育委員会教育長に任命される。

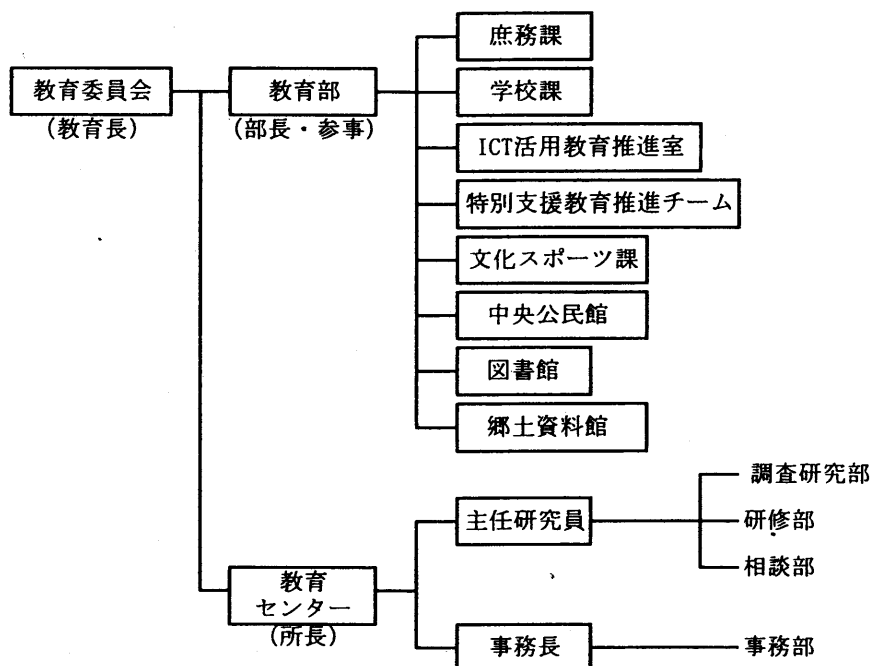
平成 6 年 10 月 13 日	日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命される。
平成 7 年 3 月 20 日	平成 6 年度教職員研究室紀要第 7 集を発刊する。
平成 7 年 5 月 9 日	平成 7 年度第 1 回運営審議会を開催する。—以下省略—
平成 10 年 4 月 21 日	ひのっ子教育 21 研究員会第 1 回総会を行う。
平成 10 年 5 月 1 日	教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。
平成 10 年 5 月 19 日	平成 10 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授 以下平成 15 年度まで委員長を務める。）を開催する。
平成 11 年 2 月 25 日	平成 10 年度第 1 回ひのっ子教育 21 研究員会研究発表を行う。
平成 11 年 3 月 31 日	平成 10 年度市立教職員研究室紀要第 11 集を発刊する。
平成 11 年 4 月 1 日	教職員研究室事務長に加納久照（総務部より）が着任する。
平成 11 年 4 月 20 日	第 2 回ひのっ子教育 21 研究員会第 2 回総会を行う。
平成 11 年 5 月 21 日	平成 11 年度第 1 回運営審議会を開催する。
平成 12 年 2 月 22 日	平成 11 年度ひのっ子教育 21 研究員会研究発表を行う。
平成 12 年 3 月 31 日	平成 11 年日野市立教職員研究室紀要第 12 集を発刊する。
平成 12 年 4 月 1 日	教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が併任する。
平成 12 年 4 月 1 日	日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野 1369-27 東町まちづ くり事務所内に開設される。
平成 12 年 5 月 25 日	平成 12 年度第 1 回運営審議会を開催する。
平成 13 年 2 月 23 日	ひのっ子教育 21 研究員会研究発表を行う。
平成 13 年 3 月 31 日	平成 12 年度日野市立教職員研究室紀要第 13 集を発刊。
平成 13 年 5 月 25 日	平成 13 年度第 1 回運営審議会を開催する。
平成 14 年 2 月 15 日	ひのっ子教育 21 研究員会、第 4 回研究発表会を行う。
平成 14 年 3 月 5 日	平成 13 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告を行う。
平成 14 年 3 月 31 日	日野市立教職員研究室長 清水七郎退職する。
平成 14 年 4 月 1 日	長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務 取扱・事務長事務取扱に就任する。
平成 14 年 4 月 25 日	平成 14 年度ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。
平成 14 年 5 月 23 日	平成 14 年度第 1 回運営審議会を開催する。
平成 15 年 1 月 1 日	日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命され、着任する。
平成 15 年 2 月 28 日	平成 14 年度ひのっ子教育 21 研究員会研究授業・発表会を行う。
平成 15 年 3 月 4 日	平成 14 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告を行う。
平成 15 年 3 月 7 日	日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）が教育委員会 に設置され、第 1 回会議が開かれる。
平成 15 年 3 月 31 日	平成 14 年度市立教職員研究室紀要第 15 集を発刊する。
平成 15 年 4 月 1 日	日野市立教職員研究室が設置されて 10 年目を迎える。
平成 15 年 4 月 22 日	平成 15 年度ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。
平成 15 年 5 月 27 日	平成 15 年度第 1 回運営審議会を開催する。

平成 15 年 9 月 2 日	教育センター在り方検討委員会が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。
平成 15 年 12 月 18 日	日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例（平成 5 年条例第 22 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例」（平成 15 年条例第 26 号）が可決成立し、平成 16 年 4 月 1 日開設が決まる。
平成 16 年 1 月 9 日	教職員研究室が潤徳小学校から旧高幡台小学校跡に移転する
平成 16 年 2 月 25 日	平成 15 年度ひのっ子教育 21 研究員会授業・発表会を例年通り日野第七小学校及び市民会館大ホールにて行う。
平成 16 年 3 月 27 日	日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例施行規則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例施行規則」が可決成立する。
平成 16 年 4 月 1 日	「日野市立教育センター」が設置される。組織（調査研究、研修、相談、事務各部） 初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川一彦（教育部参事）併任 事務長 山田芳男（健康課長より）
平成 16 年 4 月 9 日	教育センター講堂にて開所式を行う。
平成 16 年 4 月 28 日	教育センター講堂において、平成 16 年度ひのっ子教育 21 研究員会総会を行う。
平成 16 年 5 月 19 日	平成 16 年度第 1 回教育センター運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業及び運営について審議する。
平成 17 年 2 月 23 日	平成 16 年度ひのっ子教育 21 研究員会の授業・発表会を例年通り日野第七小学校及び市民会館大ホールにて行う。
平成 17 年 2 月 28 日	平成 16 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 17 年 3 月 1 日	平成 16 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 17 年 3 月 31 日	平成 16 年度『教育センター紀要第 1 集』及び『教育センター相談部研究紀要第 1 号』を発行する。
平成 17 年 4 月 1 日	教育センター設置 2 年目。主任研究員を田口康之（教育部参事）が兼任する。
平成 17 年 4 月 27 日	教育センター講堂にて、平成 17 年度ひのっ子教育研究員会総会を行う。
平成 17 年 5 月 17 日	平成 17 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 18 年 2 月 23 日	平成 17 年度ひのっ子教育 21 研究委員会の最後の授業・発表会を第三幼稚園、第六小、第七小、大坂上中学校及び市民会館大ホールで行う。
平成 18 年 2 月 28 日	平成 17 年度五つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 18 年 3 月 2 日	平成 17 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年度『教育センター紀要第 2 集』『教育センター相談部研究紀要第 2 号』及び『「郷土日野」指導事例第 1 集』を発行する。
平成 18 年 4 月 1 日	日野市立教育センターが設置されて 3 年目に入る。 事務長 山田芳男が定年退職し、半田実（健康福祉部主幹）が就任する。
平成 18 年 4 月 28 日	ひのっ子教育 21 研究員会が、ひのっ子教育 21 開発委員会に改組（教育

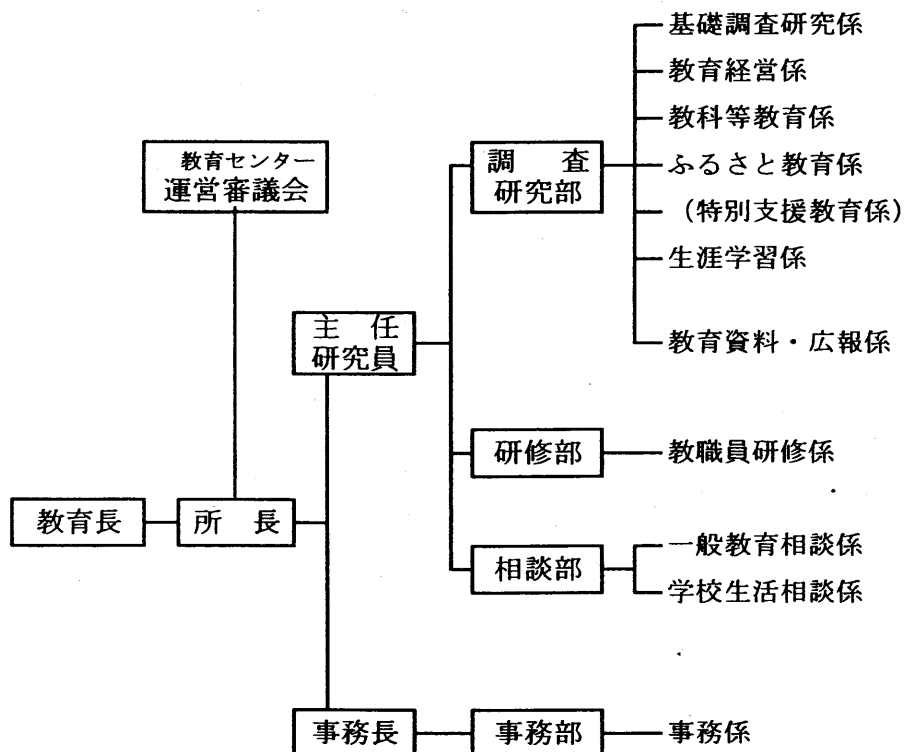
	センターは庶務及び指導を担当)され、第1回総会を教育センターで行う。
平成18年5月23日	平成18年度第1回運営審議会(委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授)を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成19年2月23日	第1回ひのっ子教育21開発委員会発表を日野第四小学校で行う。
平成19年2月27日	平成18年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成19年3月1日	平成18年度第2回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成19年3月31日	平成18年度『教育センター紀要第3集』『教育センター相談部研究紀要第3号』及び『「郷土日野」指導事例第2集』を発行する。
平成19年4月1日	日野市立教育センターが設置されて4年目に入る。
平成19年5月24日	平成19年度第1回運営審議会(委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授)を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成19年10月4日	調査研究事業中間報告会を教育センター講堂で行う。
平成20年2月26日	平成19年度三つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成20年2月29日	平成19年度第2回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成20年3月31日	平成19年度『教育センター紀要第4集』『教育センター相談部研究紀要第4号』及び『「郷土日野」指導事例第3集』を発行する。
平成20年4月1日	日野市立教育センター設置されて5年目に入る。 主任研究員を浮須勇人(教育部参事)が兼任する。
平成20年5月20日	平成20年度第1回運営審議会(委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授)を開催し事業報告及び審議を行う。
平成20年10月16日	調査研究中間報告会を教育センター講堂で行う。
平成21年2月19日	平成20年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成21年2月27日	平成20年度第2回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成21年3月31日	平成20年度『教育センター紀要第5集』『相談部研究紀要第5集』及び『「郷土日野」指導事例第4集』を刊行する。
平成21年4月1日	日野市立教育センター設置されて6年目に入る。事務長 半田 実が定年退職し、下田 孝行(教育部主幹)が就任する。

II 運 営 組 織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センター組織・係



3 運営審議会

(1) 運営審議会 設置の趣旨と審議事項

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項について所長の諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関すること。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関すること。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 4 教育相談並びに学校生活相談に関すること。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要なこと。

運営審議会は運営審議会委員長の召集によって、年2回開催される。

(2) 平成21年度 運営審議会委員

教育センターの事業及び運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学 識 経 験 者>

亀 井 浩 明	帝京大学名誉教授
西 田 敦 子	元日野市立滝合小学校長

<社会教育関係者>

荻 野 治 雄	社会教育委員（元東京家政大学教授）
---------	-------------------

<学校教育関係者>

井 上 宏 子	日野市立幼稚園長会代表（日野市立第七幼稚園長）
矢 野 優	日野市立小学校長会代表（日野市立夢が丘小学校長）
吉 村 正 久	日野市立中学校長会代表（日野市立日野第一中学校長）

<教育行政関係者>

浮 須 勇 人	日野市教育委員会教育部参事（教育指導担当）
宇津木 恵 子	日野市教育委員会教育部参事（生涯学習担当）

平成21年度 教育センターの部・係〈担当〉

所 長

篠 原 昭 雄

主任研究員 教育部参事

浮 須 勇 人

教育センター担当指導主事

鈴 木 基

事 務 長

下 田 孝 行

調査研究部

○印（係主担当）

- 基礎調査研究係 不登校児童・生徒の学習支援の
仕組みに関する研究

○佐 藤 清 隆

○下 山 栄 子

- 教育経営係 「ICTを活用した実践的な研究」

主任

○品 田 敏 男

下 山 栄 子

菊 川 民 雄

- 教科等教育係 「ひのっ子教育21開発委員会研究」

○大 澤 眞 人

柳 澤 宣 子

- ふるさと教育係 「郷土教育推進研究」

○柳 元 太 郎

- 教科等教育係 理科教育推進研究

主任

○大 澤 眞 人

- 教育資料・広報係 「ひのっ子教育広報」「教育センター紀要」等

○平 井 文 和

「教育図書・資料、所報等」の整理・貸出
・編集及び電子化等

○坂 井 洽 子

菊 川 民 雄

研 修 部

- 教職員研修係

主任

○田 澤 茂

〃

○原 田 由美子

〃

○二 馬 誠志郎

平 井 文 和

相 談 部

- 一般教育相談係 教育相談、電話相談、学校等訪問、研修、『研究紀要』

主任

○河 野 和 昌

〃 教育相談員（カウンセラー）

○望 月 桂

〃

〃

○織 田 順

〃

〃

○渡 辺 弥 生

〃

〃

○富 永 和 喜

- 学校生活相談係 「適応指導（わかば）教室運営」

主任

○木 内 秀 雄

〃 「 〃 」 （健全育成を含む）

○佐 藤 清 隆

〃 「適応指導」等（e-ラーニング・ICT活用を含む）

○下 山 栄 子

〃 「 〃 」 （ICT活用を含む）

○菊 川 民 雄

〃

「 〃 」

○柳 澤 宣 子

〃

適応指導教室カウンセラー

○西 留 譜 美

〃

〃

○佐 藤 充 夫

〃

（学校課出向）

○佐 原 澄 夫

事 務 部

- 事務職員

○鷹 取 孝 子

〃

○弘 田 裕 子

Ⅲ 事業計画

1 調査研究部

新学習指導要領と日野市学校教育構想の趣旨を受け、日野市の教育の向上を図る上の教育施策及び学校教育の課題である e-Learning の実施、郷土教育の推進、ICT を活用した授業並びに理科教育の充実を図る調査・研究を、学識経験者の助言も得ながら教育センターの所員と教育行政や学校関係者の協働によって行い、その結果情報を提供するとともに、学校教育の充実を図ることを目的とする。

(1) 基礎調査研究係：不登校児童・生徒の学習支援の仕組みに関する研究

① 目的

日野市教育委員会は、不登校児童・生徒に e-ラーニングを取り入れ、個に応じた支援の実施に向け「ひのっ子学習システム」を整備してきた。その実施は、試行から在宅学習に活用できる段階に至っている。それに沿って、不登校の児童・生徒に学ぶ機会を保障するため e-ラーニングを活用した学習支援の仕組みに関する研究を行うとともに、e-ラーニングの効果的運用を図る。

② 内容及び方法

ア 不登校児童・生徒の在宅での学習形態としての e-ラーニングを取り入れ、個に応じた学習支援のあり方の研究を行う。

そのために◆e-ラーニング利用に関する要綱の作成

◆教育センターe-ラーニング担当者の学校や家庭へのサポートのあり方

◆e-ラーニング推進上の課題等について研究する。

イ 同様に“わかば教室”の児童・生徒へも同システムを活用して個別学習を行う。

③ 組織・運営

学識経験者、小・中学校校長代表、ICT活用教育推進室長、指導主事、教育センター事務長、教育センター所員等で研究委員会を構成・組織して研究を行う。

(2) 教育経営係：ICTを活用した実践的な研究

① 目的

日野市の学校教育におけるICTを活用した授業の研究と推進を行う。

② 内容及び方法

ア 今後のICT環境整備等のあり方を検討する。

授業活用部門（教員、児童・生徒が授業でICTを活用）、校務活用部門（校務支援システムを使って、週案時数管理、成績管理、ひのっ子宝箱、掲示板使用、ペーパーレス会議の実施）、セキュリティ部門（情報セキュリティ基本方針、対策基準、実施手順に基づいた厳密な実施）での、『日野市ICTマーク』の取得を支援し、環境整備を検討する。

イ ICTを活用した実践事例集（電子データ化）を作成する。

各教科の優れた実践を集約し、各校・個人の実践を蓄積する。

③ 組織・運営

ア 学識経験者（信州大学教授 東原義訓先生）

小・中学校校長会代表（各1名）、小・中学校副校長会代表（1名）、

日野市情報システム課（課長・主任） ICT活用推進室（室長・主任）

指導主事 教育センター所員などで研究委員会を組織して行う。

イ 実践事例提供者を「事例作成協力者」とする。

ウ 3回の委員会を開催する。

(3) 教科等教育係：理科教育推進研究委員会の研究

① 主 旨

ひのっ子の基礎学力向上を目指し、魅力ある理科授業が展開出来るようにする「誰でも好きになる魅力ある理科授業」を構築するため教育センターの支援のあり方を検討し、支援を推進する。

② 目 的

ア 魅力ある理科授業を展開する教育センターの役割・支援のあり方を明確にする。

教育センターに設けられた理科支援センターの授業改善の役割を明確にし、授業支援体制の確立に努める。特に文科省理科授業支援員の確保と各校の支援体制、支援への条件整備 教材研究 教材供給 支援員の確保 地域の支援体制の充実を図る。併せて諸組織等との連携を通して推進していく（理科研究校、地元の組織等との連携：緑と清流課、WING 等）

イ 上記目的を達成するため、教育センターの理科支援センター（コーディネーター）として、理科教育の環境整備のあり方について実践及び調査を通して研究を行う。

教育センター理科室の経営のあり方を検討し、市の自然を生かした地域の教材化を行い、併せて「ひのっ子教育 21 開発委員会等との連携」を図る。

③ 組織・運営

委員長（1名）長年理科教育に携わってきた小学校校長を委員長に、中学校校長を副委員長

委 員：理科の研究校校長、ひのっ子教育 21 開発委員会担当校長、副校長及び主幹教諭で構成する。（ひのっ子教育 21 開発委員会と連携して進める）

(4) 教科等教育係：ひのっ子教育 21 開発委員会の研究

日野市教育委員会に、ひのっ子教 21 開発委員会（以下開発委員会）を置き、日野市における学校教育の振興を図る。（ひのっ子教育 21 開発委員会 研究事業実施要項 第1条）

開発委員は、日野市教育委員会の教育目標の達成を目指し幼児教育、教科・領域等の教育内容、教育方法、教材開発の実践的研究を行う。（同 研究事業実施要項 第2条）

この実施要項に基づき今年度は次の研究を行う

① 主 旨：魅力ある理科授業の展開とひのっ子の基礎学力の向上

科学技術振興機構の観察・実験融合型デジタル教材の活用を通して、誰でも好きになる魅力ある理科授業のあり方を構築し、理科教育の質的向上とともに、ひのっ子の基礎学力向上を図る

② 目 的

ア 従来の実験・観察指導に加えてデジタル教材を活用することで、より魅力ある理科授業を展開できるよう、理科を教える教師の指導力を向上させる。

イ これらの授業の展開を進め、最終的には科学に興味を持ち、科学的な目で考えることが出来る児童・生徒の育成を図る。

③ 運営組織

ア 委員長（2名）理科教育の実践研究の経験を持つ管理職。それぞれ小学校部会長1名、中学校

部会長1名とする。(副校長は、それぞれの副部会長とする)

イ 委員(各学校から1名以上)

小学校：各教科の指導に当たって、効果的な指導方法を工夫してきた実績があり、デジタル教材を用いて、様々な指導方法を考案できる教諭または主幹教諭。

中学校：日常の学習指導で理科の指導を行っており、デジタル教材を用いて指導法のアイデアを出せる教諭または主幹教諭。

ウ 研究委員会事務局担当は、学校課(指導主事)と教育センター所員で構成し、研究指導とともに委員会全体の進行・調整及び庶務全般を行う。

(5) ふるさと教育係：郷土教育推進研究

① 目的

学校における日野の郷土教育のあり方を研究する。ふるさと日野に関心と愛着を持つ『ひのっ子』の育成を願い、「郷土意識を育む指導のあり方ー郷土の人々との関わりを通してー」を主題とした研究を行う。

ア 郷土教育が育む児童像・生徒像

○郷土の自然・歴史・文化を理解する子ども(理解) ○郷土の特色やよさを発信できる子ども(能力) ○郷土の一員として自覚と誇りをもち人々と協力する子ども(態度) ○郷土の未来を思い描く子ども(思考)

イ 学校教育における郷土教材の定着化をめざす

○郷土の自然・歴史・文化の教材化の意図を明確にする ○教材と人々のかかわりを目的とした郷土教材を収集・開発する ○郷土教材を活用した指導計画例を提示する

② 内容及び方法

ア 「日野」の郷土教材の収集・開発を行う。

イ 郷土教材を活用した指導計画の作成や授業展開の工夫、副読本や郷土関連資料の活用の工夫、「郷土資料館」、「新選組のふるさと歴史館」、「図書館」、「日野交流館」等を、活用した授業の工夫など、学習指導法の研究を行う。

ウ 研究の成果を「指導事例集第5集」としてまとめる。また、電子データ化して各学校に提供し、普及に努める。

③ 運営組織

小・中学校、「資料館」、「歴史館」、「図書館」、「公民館」などの関係者、学識経験者、教育委員会指導主事、教育センター所員で委員会を組織して調査研究を行う。

(6) 教育資料・広報係

① 教育図書・資料等の収集・整理・提供活動

図書の選定・購入や整理

- ・研究資料の収集・整理、その紹介や提供
- ・ビデオ、DVD資料の選定・編集や整理、その紹介・提供
- ・資料・図書等の整理方法の研究と提供方法の研究
- ・教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行

- ・教育図書・資料の利用促進のためＩＴ化を進め、学校図書館・教育センター・市立図書館との連携

②広報・普及活動

- ・教育センター紀要の編集・発行及び教育センター活動の広報・普及を行う。
- ・ホームページ等電子化による教育センター活動の広報・普及を行う。
- ・市教育委員会の教育広報「ひのっ子きょういく」の編集を担当する。

2 研修部

(1) 教職員研修係

本年度教育委員会が主催する教職員研修会の補助をする。おもに、申し込み受付・当日受付業務・会場案内・音響設備設置等である。

研修会の種類は、職層に応じた研修Ⅰ、現職経験に応じた研修Ⅱ、今日的な教育課題解決のための教育課題研修（研修Ⅲ）がある。これについては夏季課題別研修会を含む。

夏季休業中に市民会館においての専門研修全体会は、学識経験者による講演を中心とした研修が行われる予定である。この受付業務も行う。

さらに昨年同様に初任者指導においては４名の所員が５０名の初任者の授業観察とその助言に当たる予定である。今年度は４年次教職員の授業観察も行う予定である。

(研修内容)

- | | | | |
|--------------|-------|-------------------------|-------|
| ① 職層に応じた研修 | (研修Ⅰ) | ・学校組織マネジメントⅠ(校長) | (２回) |
| | | ・学校組織マネジメントⅡ(副校長) | (２回) |
| | | ・学校組織マネジメントⅢ(主幹教諭) | (４回) |
| ② 現職経験に応じた研修 | (研修Ⅱ) | ・指定研修(初任者研修) | (１５回) |
| | | ・４年次教職員研修 | |
| ③ 教育課題研修 | (研修Ⅲ) | ・心の教育・人権教育・小学校英語活動・郷土教育 | |
| | | ・幼児教育研修・専門研修全体会 | |
| ④ 夏季ＩＣＴ活用研修 | | ・日程は未定であるが、１２日間行われる。 | |

3 相談部

日野市教育センターの相談部の事業は設置条例4条の

(4) 教育相談及び学校生活に関すること。

(5) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。

に基づいて一般教育相談係「教育相談室」と学校生活相談係「適応指導（わかば）教室」の二つの係として活動している。特別支援教育の本格的実施に伴い、心理的ケアの重要性も増しており、関係各機関や学校との密接な連携を図っている。

(1) 一般教育相談

① 目 的

日野市に在住する幼児・児童・生徒（市内在住の高校生を含む）及び保護者や市民からの不登校やいじめその他の課題を解決するために来所による相談や電話相談等での教育相談に応じ、必要に応じて解決のための援助（他機関紹介を含める）を行う。

また、日野市の幼稚園、小学校、中学校と連携を図り、教育相談に関する研究の推進と教育相談の浸透普及につとめる。

② 内 容

ア 教育相談の実施

- ・ 知能・学業・性格・身体・性癖・進路・適性等に関する相談活動
- ・ 幼児・児童・生徒の生活・行動等への助言・援助
- ・ 市内公立幼稚園、小学校、中学校等における園・学校との連携
- ・ 心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学（園）相談への協力

イ 教育相談の外部諸機関、諸団体との連絡・情報交換

ウ 教育相談に関する研究・研修などの教育相談活動の充実に関すること

エ 教育センター便りの執筆、教育センター相談部研究紀要の発行（年1回）

オ 教育センター内の適応指導教室「わかば教室」との連携

③ 相談方法

ア 電話相談

直接電話で性格・行動・進路・余暇・しつけ・性の問題等の課題を相談することで課題解決の方法を探り今後の行動の一助とするよう助言・援助を行う。その際、適切な機関があるときは他機関へ紹介する。また、継続して相談が必要となった時は来所相談の予約をする。

- ・ 電話相談 専用電話 042-592-1160

イ 来所相談

電話相談で予約し、指定した日に受理面接を行い、担当（心理職）を決定後、面談や諸検査等を継続的に行う。その際、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法やコラージュ等を用いた相談を行う。

ウ 子どもこころの電話相談（いじめ相談）

- ・ 幼児・児童・生徒、保護者、学校関係者などの電話相談に応じる。
- ・ 子どもこころの電話 専用電話 042(592)2782
- ・ 電話相談日・時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

エ 学校等訪問

- ・ 要請に応じ学校等を訪問し、子どもに関する生活・行動上の相談を行う。

(2) 学校生活相談係

① 目的・内容

学校生活における精神的悩み、人間関係でのストレス、不登校等、児童・生徒の心理的、又は環境をめぐる問題に関しての相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行う。

・具体的な内容

ア 相談活動（学校生活上の問題、不登校に関すること）

イ 「わかば教室」通室児童・生徒への指導・支援

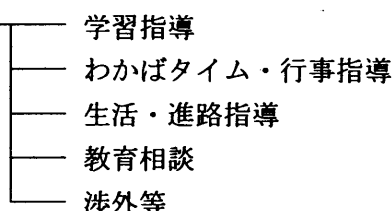
ウ 健全育成に関する調査・助言

エ 学校・家庭・地域・他相談機関との連携

② 運営方法

ア 目標と計画の下に適応指導、相談活動を行う

・適応指導教室「わかば教室」の指導体制



・適応指導教室「わかば教室」の主な年間行事計画

遠足、酪農体験、誕生会、スポーツ大会、音楽会、お話し会、お茶会、高齢者福祉施設訪問、地域施設での奉仕活動、夏休み学習会、新年を祝う会、卒業・進級を祝う会等

◇適応指導教室「わかば教室」への連絡先

☎ 042-592-0863 FAX 042-592-1148

イ 適応指導教室連絡会・活動参観を每学期1回行う。

ウ 通級児童・生徒の活動状況報告を毎月行う。

エ わかば通信を毎月1回発行する。

オ 保護者会・活動参観・保護者面談を年4回行う。

カ 市立各学校児童・生徒の欠席状況把握を毎月行う。

キ 市立小・中学校の訪問を年1回以上行う。

ク 生活指導主任会における指導、助言を行う。

ケ 民生・児童委員や他の相談機関等との連携を図る。

③ 「適応指導教室」指導担当

適応指導「わかば教室」には、教育センター・担当（8ページ）とともに、下記の指導担当者・指導員及びカウンセラーが携わっている。

適応指導教室指導員

柳澤宣子	国語（作文・図書・書写）	進路指導	生活指導
下山栄子、菊川民雄	e-ラーニングシステムを活用した個別学習指導		
加藤 衛	小学生（全科）	音楽	
岡崎純子	英語	美術・図画工作	書写
佐々木謙士	数学	保健・体育	栽培活動
松崎将一	理科	社会	保健・体育 栽培活動

カウンセラー

西留譜美、佐藤充 教育相談 面接

IV 設置条例・施行規則

1 日野市立教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、日野市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (5) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (6) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育員委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第 12 条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第 13 条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)

2 日野市立教職員研究室条例(平成 5 年条例第 22 号)の一部を改正する。〔次のよう〕略
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

2 日野市立教育センター設置条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成 15 年条例第 46 号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第 2 条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主任研究員 (2) 事務長 (3) 専門職員 (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第 3 条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

(1) 教育センター運営の実施計画に関すること。

(2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

(3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第 4 条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 9 条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(部及び事務分掌)

第 5 条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと（郷土ひの）教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者（地域リーダー）の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育相談並びに教職員の相談に関すること。
- (2) 学校生活（適応）についての相談及び援助に関すること。
- (3) 電話等による教育相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相談に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
 - (2) 他の部に属さない事務に関すること。
- （委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

3 日野市適応指導教室設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、さまざまな要因により学校生活に適応できず、長期間の欠席状況にある児童・生徒に対して社会的自立及び学校復帰の援助を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称は「わかば教室」とする。

（事業内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一人ひとりの児童・生徒に応じた社会的体験や学習活動を援助し、精神的な安定、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の回復を図る。
- (2) 学校不適応児童・生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談を行う。
- (3) 学校、日野市教育相談室、スクールカウンセラー、その他関係機関との連携を図る。
- (4) その他教育長が必要と認める事業を行う。

（組織）

第4条 適応指導教室は、日野市立教育センターが所管し、指導員及びカウンセラーを置く。

（入室対象者）

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童・生徒とする。

- (1) 日野市公立小・中学校に在籍する児童・生徒

(2) 不登校及びその傾向にある児童・生徒

(3) 保護者及び本人が入室を希望し、日野市教育委員会教育部学校課長、(以下「学校課長」という。)が認めた児童・生徒

(開設日及び開設時間等)

第6条 開設日は月曜日から金曜日とし、開設時間は午前9時から午後4までとする。

ただし、日野市立教育センター所長(以下「センター所長」という。)が特に必要があると認めるときは開設日及び開設時間を変更することができる。

2 日野市公立学校の休業日(都民の日及び在籍校の開校記念日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は休業日とする。ただし、センター所長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(通室)

第7条 通室方法や通室往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

(入室・退室手続き)

第8条 入室を希望する児童・生徒の保護者は日野市適応指導教室入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規程による届出を受けた校長は日野市適応指導教室入室申請書(第2号様式)を学校課長に提出する。

3 学校課長は、入室の可否について、児童・生徒の在籍校の校長、指導主事及び適応指導教室指導員が協議した結果をもとに決定する。

4 学校課長は入室を許可した場合は、入室許可書を学校長とセンター所長に通知する。

(第3号様式)

5 退出する場合は、保護者は日野市適応指導教室退出願(第4号様式)を在籍校の校長に提出する。

6 前項の規定による届出を受けた校長は日野市適応指導教室退室申請書(第5号様式)を学校課長に提出する。

7 学校課長は退出を許可した場合は、退出許可書を学校長とセンター所長に通知する。(第6号様式)

(学校との連携)

第9条 センター所長は、在室児童・生徒について通室状況報告書(第7号様式)を作成し、在籍校の校長に報告する。

2 在籍校の校長は、学校の教育計画や教育活動等をセンター所長に提出し、学校復帰の協力をする。

(事故の対応)

第10条 適応指導教室の管理下で通室児童・生徒に事故が発生したときは、在籍校の校長はセンター所長からの事故報告に基づき日本体育・学校健康センターの医療費等の支給を申請する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

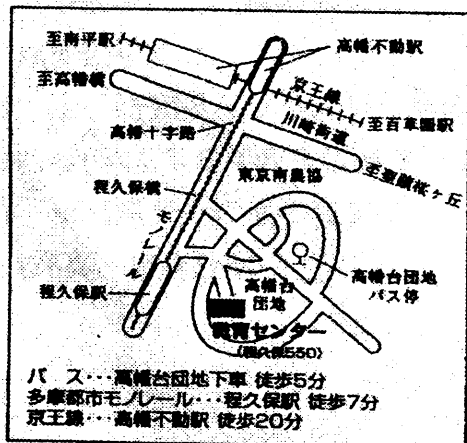
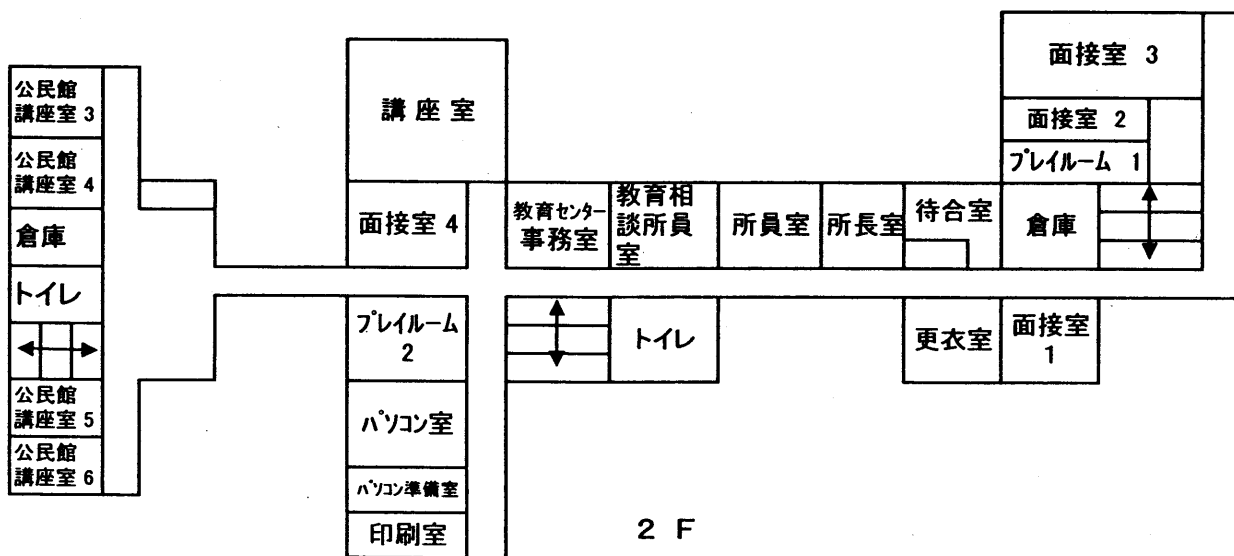
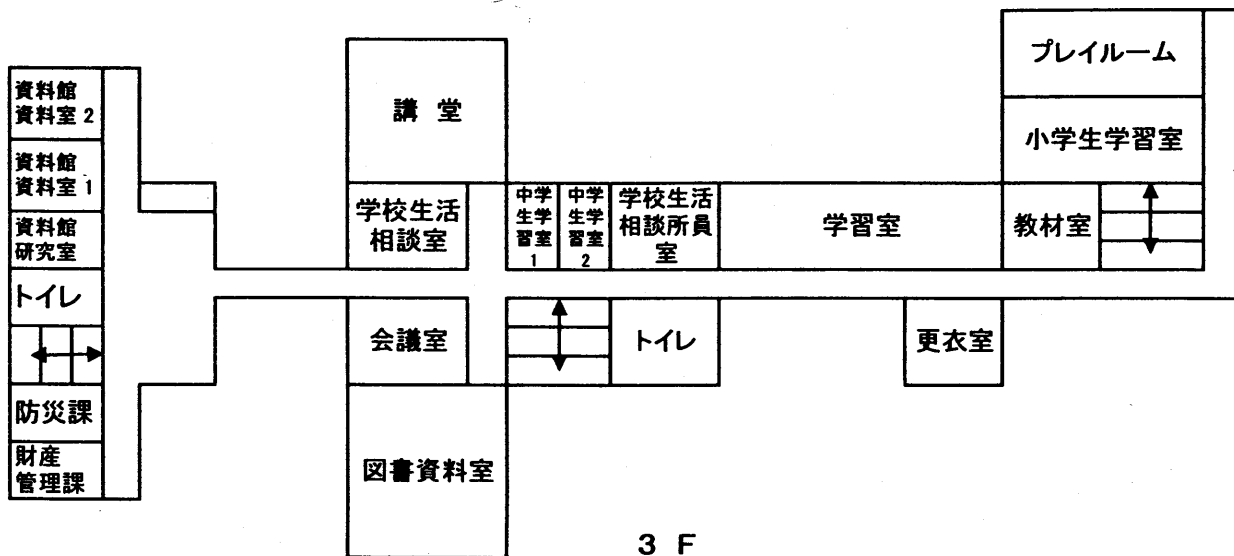
付 則(平成15年6月2日)

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

V 教育センター案内図



【教育センター案内】

開館時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始

場所 程久保 550 TEL592-0505 Fax592-1148